月数計算シート

厚生年金　0月	共済期間　0月	国民年金　0月	合計　0月
（実期間 0月）		カラ期間　0月	

1号納付	0月	1号免除	0月	3号納付	0月
任意納付	0月	未納	0月	未納割合	#DIV/0!

※①②③で、"要件なし"の場合、右記「計算シート」を入力してください。

対象となる加入期間	月数	/	受給要件となる月数	要件の有無
①国民年金+厚生年金（坑内員含む）+船員保険+共済年金	0月	/	240月	要件なし
②厚生年金（坑内員含む）+船員保険＋共済年金（昭和31年4月1日以前にお生まれの場合）	0月	/	240月	要件なし
③厚生年金（坑内員含む）+船員保険（昭和26年4月1日以前にお生まれで、男性40歳、女性35歳以後に加入された期間がある場合）	0月	/	180月	要件なし
④国民年金（老齢福祉年金）（大正5年4月1日以前にお生まれの場合）				

○計算シート（赤枠内を入力してください。）

男性（40歳以後）	実期間	月数
厚生年金加入月数（坑内員除く）		0.00
船員、坑内員加入月数（昭和61年3月以前）		0.00
船員、坑内員加入月数（昭和61年4月から平成3年3月まで）		0.00
船員、坑内員加入月数（平成3年4月以降）		0.00
計	0	0

女性（35歳以後）	実期間	月数
厚生年金加入月数（坑内員除く）		0.00
船員、坑内員加入月数（昭和61年3月以前）		0.00
船員、坑内員加入月数（昭和61年4月から平成3年3月まで）		0.00
船員、坑内員加入月数（平成3年4月以降）		0.00
計	0	0

↓↓↓ただし、下記の場合は、受給要件に該当いたします。↓↓↓

○昭和２９年４月以前から引き続く１５年間に坑内員として１２年以上加入した場合。
○昭和２７年４月１日以前に生まれた方で、昭和６１年３月３１日までに、漁船員の特例（実期間　１１年３ヶ月以上）を満たしている場合。
○退職共済年金の特例受給の資格期間を満たしている場合。
○恩給などの旧制度で老齢（退職）給付を受けられる場合。